

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月3日

大田市長 楫野弘和

大田市規則第34号

大田市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大田市税に関する文書の様式を定める規則（平成17年大田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「第6条の2の3」を「第6条の2の4」に改める。

別表22の項中「納税証明請求書」を「大田市税等に関する証明の交付請求書」に改め、「法第20条の10」の次に「及び法第382条の3」を加え、同表25の項中「市民税・県民税納税通知書」を「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」に改め、同表26の項中「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定・変更通知書」に改め、同表28の項中「市民税・県民税決定（変更）通知書」を「市民税・県民税・森林環境税普通徴収税額決定（変更）通知書」に改める。

様式第4号その2を次のように改める。

様式第4号その2

鳥根県大田市 市民税・県民税 領収証書		鳥根県大田市 市民税・県民税 納入書		鳥根県大田市 市民税・県民税 納入済通知書							
市区町村コード 3 2 2 0 5 9	口座番号 01420-2-960027番	加入者名 大田市会計管理者	市区町村コード 3 2 2 0 5 9	口座番号 01420-2-960027番	加入者名 大田市会計管理者						
指定番号	納入金額	指定番号	納入金額	指定番号	納入金額						
年	月	日	年	月	日						
納入すべき金額が右の納入金額1の額と異なるときは、納入金額1の額を基礎で抹消し、納入金額2の額に記入してください。	納入金額1 給与分 -特別徴収 -特別徴収 所得分	納入金額2 給与分 -特別徴収 -特別徴収 所得分	納入すべき金額が右の納入金額1の額と異なるときは、納入金額1の額を基礎で抹消し、納入金額2の額に記入してください。	納入金額1 給与分 -特別徴収 -特別徴収 所得分	納入金額2 給与分 -特別徴収 -特別徴収 所得分						
納税期限	年	月	日	納税期限	年	月	日	納税期限	年	月	日
督促手数料	額	督促手数料	額	督促手数料	額						
合計額	額	合計額	額	合計額	額						
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日 付印	(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日 付印	(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称	領収日 付印						

市民税 納入申告書											
大田市長 様											
年 月 日 提出											
年 月 分 人員											
退職手当等支払金額											
特別徴収額 市民税											
特別徴収額 県民税											
住所又は所在地 (交付印)											
氏名又は名称											
法人番号又は個人番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。											

ご注意

- 左の納入申告書は、退職所得に係る市民税の特別徴収税額（分離課税に係る所得割）を納入する際には必ず記入して下さい。
 - 人員：退職所得に係る住民税を納入する人員です。
 - 支払金額：退職所得に係る住民税を納入する人に支払った退職手当の金額です。
 - 特別徴収：退職所得に係る住民税で市民税額税額と県民税額との合計額は納入書（表面）の退職額の金額と同額になります。
- 月額額および一括徴収税額については記入しないで下さい。

納付場所

- 山陰合同銀行
- 島根県農業協同組合
- 島根中央信用金庫
- 島根銀行
- 中国労働金庫
- JFしまね漁業協同組合の全店舗
- 中国5県内の郵便局
- 大田市役所本庁及び支所

様式第5号を次のように改める。

様式第5号

様式第5号
第 号

相続人代表者指定届
(兼固定資産現所有者申告書)

市県民税・森林環境税
軽自動車税(種別割)
固定資産税・都市計画税

年 月 日

大田市長 様

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(滞納処分を除く)及び還付に関する書類を受領する代表者として、下記のとおり指定しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届出ます。また、下記被相続人が固定資産課税台帳に登録されている場合は、大田市税条例第74条の3に基づき、地方税法第384条の3に規定する「現所有者」を次のとおり申告いたします。

記

被相続人	フリガナ			死亡年月日	
	氏名				
	住所			※行政区	
相続人代表者 (兼現所有者)	フリガナ			被相続人との続柄	
	氏名	(生年月日 年 月 日)			
	住所	〒		※行政区	
	電話番号	— —	法人番号	— —	
(代表者以外の相続人)	氏名			被相続人との続柄	
	住所				

- (注) 1. 自署により記入してください。
 2. 申告書は相続人(現所有者)全員で協議を済ませてから提出してください。
 3. 申告書提出時には相続人(現所有者)代表者の本人確認書類を提示してください。また、郵送で提出される場合は本人確認書類の写しを添付してください。
 4. この申告書は相続を確定するものではありません。また、土地・家屋の登記情報を変更するものではありません。相続登記に関しては法務局へお問い合わせください。

様式第25号から様式第26号までを次のように改める。
 様式第25号

市民税・県民税・森林環境税納税通知書

通知書番号	整理番号

(納税義務者)

あなたの市民税・県民税・森林環境税を本書のとおり決定しましたので通知いたします。

○年税額

年税額 (A)	給与からの特別徴収税額 (B)	年金からの特別徴収税額 (C)	差引普通徴収税額 (A) - (B) - (C)
円	円	円	円

(納税義務者)

市民税・県民税・森林環境税納期別内訳

○普通徴収の期別税額と納期限

通知書番号	納付方法			
普 通 徴 収	第 1 期 分	第 2 期 分	第 3 期 分	第 4 期 分
税 額	円	円	円	円
差 引 納 付 額				
納 期 限				

○年金特別徴収の期別税額と徴収対象年金

年 金 特 別 徴 収	本 年 度	徴 収 年 月	税 額 (円)		あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した左の額を、特別徴収の方法によって徴収します。 年金特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称
			仮特別徴収	特別徴収	
来 年 度	来 年 度 分 仮 特 別 徴 収				公的年金の名称 支払者の名称
					あなたが本年度において公的年金からの特別徴収者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は公的年金の支払者が左の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

様式第26号その2

様式第26号 その2

年度 市民税・県民税・森林関係税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

地方税法第41条及び第21条の6第1項の規定によって、年度 市民税・県民税及び森林関係税の特別徴収税額を下記のとおり変更したので通知します。
(数字は記載)

郵便番号				特別徴収税額		課税人員		非課税人員	
送付先住所(所在)				月	人数	納付額	人数	納付額	
				6月分			12月分		
送付先氏名(名称)				7月分			1月分		
				8月分			2月分		
姓				9月分			3月分		
				10月分			4月分		
				11月分			5月分		
				12月分					

年 月 日 島根県大田市長 氏名 〇〇

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	月	6月分	10月分	2月分	(摘要)
		住所	氏名	個人番号	別	7月分	11月分	3月分	
					額	8月分	12月分	4月分	
					額	9月分	1月分	5月分	
						変更月	月		

特別徴収義務者名	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
----------	--------	------------

様式第27号その2を削る。
様式第28号を次のように改める。

様式第28号

年度 市民税・県民税・森林環境税 普通徴収税額 決定(変更)通知書
郵便番号

通知書番号

送付先住所(所在) 納税義務者名
送付先氏名(名称)様

様
年 月 日
島根県大田市長 氏 名

あなたの普通徴収税額を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。なお、
下記の税額を各納期限内に納付場所にて納めてください。

決定(変更)理由	
納付方法	
金融機関名	

(単位:円)

項目/区分	決定(変更)前の額		決定(変更)後の額		差額			
給与支払金額								
公的年金支払金額								
所得金額	営業等・農業							
	不動産							
	利子							
	配当							
	給与							
	雑							
分離等	総合・一時							
	計							
	分離長期							
所得から控除される額	分離短期							
	山林・株・先物・分離配当							
	雑損・医療費							
	社会保険料・小規模							
	生命保険料							
	地震保険料							
	障・寡・勤							
	配偶者・扶養							
	配偶者特別							
	基礎							
課税標準額	計							
	総所得							
	分離長期							
	分離短期							
算出所得割	山林・株・先物・分離配当							
	市民税		県民税		市民税	県民税		
税額控除額								
住宅借入金特別控除額								
寄附金控除額・申告特例控除額								
株式譲渡配当割控除額								
所得割額								
均等割額								
年税額(内 森林環境税額)								
控除超過額								
徴収額	給与特徴収額							
公的年金特徴収額								
普通徴収税額								
充当額								
普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収	普通徴収	特別徴収	年金徴収
1期納期限	6月期	4月納期限						
	7月期							
2期納期限	8月期	6月納期限						
	9月期							
3期納期限	10月期	8月納期限						
	11月期							
4期納期限	12月期	10月納期限						
	1月期							
随時1期納期限	2月期	12月納期限						
	3月期							
随時2期納期限	4月期	2月納期限						
	5月期							
備考								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和7年1月1日から施行する。